

支援情報等のお知らせ

- 子ども・若者支援協議会からのお知らせ
  - 1 進路が決まらず支援を必要としている方がいませんか
  - 2 「高等学校卒業程度認定試験」出願受付は4月6日開始
- 自立支援に関するイベント等の情報
  - 3 県消費生活センター「子ども・若者向け支援情報シリーズ54」
- 民間活動団体等の紹介
  - 4 ぐんまペアレントメンターの会

1 学校から離れ、進路が決まらず支援を必要としている方がいませんか

3月は中学校、高等学校の卒業シーズンです。それぞれの進路に向かって新たな一歩を踏み出す節目の時期でもあります。

しかし、様々な事情で長期欠席が続いたまま中学校を卒業したり、高校を中途退学して進路が決まらないでいる若者がいます。

県では、中学校・高校の支援から離れて、支援を必要として若者、その保護者を対象にした相談・支援を行っています。

近くに支援を必要としている方がいたら情報提供をお願いします。

【支援の仕組み】

県では「高校中退者等支援事業」として、

・中学校を卒業したものの進路が決まらないでいる（中卒進路未決定者）

・高校を中途退学したものの進路が決まらないでいる（高校中退者）

を対象に、本人やその保護者の支援（再学習・就労に対する相談・支援、支援情報の提供）を行っています。

支援希望者には、面談（保護者のみも可）を実施、本人の状況に応じた伴走支援を行う支援員（民間支援団体委託）を派遣しています（無料）。

【支援情報】

・リーフレット「進む道は必ず見つかる！ 一歩を踏み出そう！」

・「支援に関する同意書」（※）

※ 支援にあたって個人情報を利用するため、支援を希望する本人及び保護者から「支援に関する同意書」の提出をお願いします。

なお、支援資料は県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/3778.html>

【相談・問合せ連絡先】

群馬県子ども・若者支援協議会（県私学・青少年課青少年育成係）

電話 027-898-3557

e-mail [kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp](mailto:kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp)

2 令和8年度「高等学校卒業程度認定試験」出願受付は4月6日開始

この試験は、様々な理由で高校等を卒業していない人のために、「高校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうか」を文部科学省が認定する試験です。

この試験に合格すると、大学・短大・専門学校の受験資格を得ることができます。就職や資格試験の受験にも活用できます。

■受験資格

受験年度内に16歳以上になる大学入学資格のない人  
(高校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校高等課程等を卒業していない人)  
例) 中卒の人、高校中退の人、高校に在学しているが通学していない人

<最終学歴別出願者の割合> 令和6年度実績(文科省発表)

中学校卒業	14.4%	(2,530人)
高校中退者	47.7%	(8,410人)
全日制高校在学	13.7%	(2,415人)
定時制・通信制高校在学	18.8%	(3,306人)

など

#### ■試験科目

国語、地理歴史(地理・歴史)、公民、数学、英語は必須

理科: 次のどちらかを選択

①「科学と人間生活」の1科目と

「基礎」を付した(物理、化学、生物、地学)から1科目

②「基礎」を付した(物理、化学、生物、地学)から3科目

情報が令和8年度から必須科目に追加されます。

注) 今まで学習してきた成果(取得単位)をもとに、試験科目を免除できる場合があります。詳細は文科省HPをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiken/](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/)

#### ■第1回スケジュール

出願受付 4月6日(月)～5月13日(水)

試験日 8月6日(木)・7日(金)

試験会場 群馬県生涯学習センター(前橋市文京町2-20-22)

注) 受験案内は4月6日(月)から県内各所で配布します。

配布場所は、3月下旬ごろに文科省HP及び県HPで公開予定です。

<県HPはこちらをご覧ください>

<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/5087.html>

\*第2回は11月に実施します(出願受付7月)

#### 【高卒認定取得を考えている方へ】

群馬県青少年会館で、高等学校卒業程度の学力を身につけてもらうための学習相談・学習支援を実施しています。

- ・学習相談員が、高卒認定試験や修学等の学習に関する相談・助言を行います。
- ・学習支援員が、高卒認定取得に向けた個別の学習支援を行います。

事業内容の詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.gyc.or.jp/activities/stepup/>

3

群馬県消費生活センター「子ども・若者向け支援情報シリーズ54」  
「〇〇ペイで返金する」と言われたら詐欺を疑いましょう

インターネット通販で注文後、ショップからの「商品が欠品しているため、決済アプリ(〇〇ペイ等)で返金する」といった連絡をきっかけとする詐欺に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

「〇〇ペイで返金する」と言われたら安易に信用せず詐欺を疑いましょう。被害に遭ってしまった場合は、すぐにコード決済サービス事業者に申し出るとともに、警察に相談してください。

#### ●詐欺の手口例

- ① ネットショッピングしたが商品が届かない。
- ② メールや電話でショップから返金の連絡がある。
- ③ その後のやり取りはLINEを指定される。
- ④ 〇〇ペイの画面で言われるままに操作する。
- ⑤ 返金してもらわずに送金していた。

- 通販サイトを利用する際の注意点  
販売業者の所在地や連絡先、販売責任者名など販売業者の情報を十分に確認してください。また、サイト内に不自然な点がないか確認しましょう。
- ・日本語が正しく表記されていない。
  - ・価格が異常に安い、市場では希少なものが入手可能になっている。
  - ・支払方法が銀行振込や電子マネーに限定されている。
  - ・振込先の銀行口座の名義が個人名である。
  - ・キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。

★こまったら、まず相談！！

消費者ホットライン「188（いやや）」

※最寄りの消費生活センターを案内する全国共通3桁の電話番号です

《お問い合わせ》

群馬県消費生活センター 027-223-3001

<https://www.pref.gunma.jp/page/8392.html>

#### 4 民間活動団体等 ぐんまペアレントメンターの会

「ぐんまペアレントメンターの会」は、「一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会」に、令和5年6月に新規加入した組織です。

発達障害児者の親による、発達障害児者および発達特性のある子などを子育て中の親のための、「親による親支援」を主に行っています。

県内各地の発達支援団体との協力関係を構築し、県内全域での持続可能なペアレントメンターによる相談体制づくりを目指しています。

「ぐんまペアレントメンターの会」は、群馬県児童福祉課より令和6年度・令和7年度の群馬県ペアレントメンター事業の委託を受けています。

群馬県ペアレントメンターの派遣依頼は、「ぐんまペアレントメンターの会」の下記ホームページの専用フォームからお申し込みください。  
なお、ご相談等に迷いがある方もお気軽にお問い合わせください。

<https://gunmaparentmentor.com/>

【ペアレントメンターの役割とは】

ペアレントメンターは、医療・福祉・教育などの専門家ではなく、同じ親として子育て中の親にアプローチします。

同じ親目線の「共感と傾聴」をメインにした支援を提供することで、子育て中の親の孤立を防ぎます。

「ペアレントメンター事業」は、厚生労働省が推奨する有効な発達障害児者の家族支援の一つです。

次号は、2026年4月中旬を予定しています。

本メルマガを、皆様の周りの方にも周知いただければ幸いです。

また、子ども・若者支援に関する情報等の提供もお待ちしています。

メルマガを新規で受信希望する方は、「所属・氏名・メールアドレス」を『[kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp](mailto:kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp)』までお送り下さい。

..... 群馬県子ども・若者支援協議会 .....

- ▼ 事務局 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県生活こども部  
私学・青少年課内（県庁舎 12階南フロア）
- ▼ TEL 027-898-3557
- ▼ e-mail [kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp](mailto:kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp)

▼ HP [https://www.pref.gunma.jp/soshiki/50/#sp\\_headline\\_3](https://www.pref.gunma.jp/soshiki/50/#sp_headline_3)  
県HP「子ども・若者への支援」